

平成 2 9 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 9 年 6 月 2 日

も く じ

報告第 6号	平成28年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について-----	1
報告第 7号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	4
議案第27号	平成29年度大東市一般会計補正予算（第1次）について-----	5
議案第28号	平成29年度大東市介護保険特別会計補正予算（第1次） について-----	19
議案第29号	大東市農業委員会委員の任命について-----	28
議案第30号	大東市農業委員会委員の任命について-----	29
議案第31号	大東市農業委員会委員の任命について-----	30
議案第32号	大東市農業委員会委員の任命について-----	31
議案第33号	大東市農業委員会委員の任命について-----	32
議案第34号	大東市農業委員会委員の任命について-----	33
議案第35号	大東市農業委員会委員の任命について-----	34
議案第36号	大東市農業委員会委員の任命について-----	35
議案第37号	大東市農業委員会委員の任命について-----	36
議案第38号	大東市農業委員会委員の任命について-----	37
議案第39号	大東市農業委員会委員の任命について-----	38
議案第40号	大東市農業委員会委員の任命について-----	39
議案第41号	大東市農業委員会委員の任命について-----	40
議案第42号	大東市農業委員会委員の任命について-----	41
議案第43号	大東市農業委員会委員の任命について-----	42
議案第44号	大東市農業委員会委員の任命について-----	43
議案第45号	大東市農業委員会委員の任命について-----	44
議案第46号	大東市農業委員会委員の任命について-----	45
議案第47号	市道路線の認定について-----	46
議案第48号	大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例について-----	47
議案第49号	大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	

	について-----	49
議案第50号	大東市立市民会館条例の一部を改正する条例について-----	53
議案第51号	大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例について-----	55
議案第52号	大東市立北条コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について-----	57

報告第6号

平成28年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成28年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

平成28年度大東市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	大東スタイル推進事業	205,518,000	205,518,000
総務費	総務管理費	新庁舎整備基本計画策定事業	7,992,000	7,992,000
総務費	戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度関係諸経費	9,417,000	9,417,000
民生費	社会福祉費	障害者が安心できるまちづくり事業	4,615,000	4,615,000
民生費	老人福祉費	地域密着型サービス整備事業	43,300,000	43,300,000
民生費	児童福祉費	認定こども園移行整備費補助事業	3,861,000	3,861,000
民生費	児童福祉費	地域型保育推進事業	35,562,000	0
土木費	都市計画費	緑の基本計画改訂事業	3,911,000	3,911,000
土木費	都市計画費	公園維持補修費	6,999,000	6,999,000
土木費	都市計画費	垂直緑化・緑道・緑地維持管理経費	7,201,000	0
土木費	河川費	ポンプ場補修費	10,455,000	10,455,000
教育費	小学校費	小学校管理諸経費（施設）	24,649,000	24,649,000
教育費	小学校費	小学校非構造部材耐震化事業	204,679,000	204,679,000
教育費	中学校費	中学校維持補修費	395,147,000	395,147,000
教育費	中学校費	中学校管理諸経費（施設）	16,561,000	16,561,000
教育費	中学校費	中学校非構造部材耐震化事業	291,623,000	291,623,000
合 計			1,271,490,000	1,228,727,000

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	府支出金	地方債	その他 特定財源	
	87,759,000			87,200,000	30,559,000
	2,500,000				5,492,000
	9,417,000				0
				4,615,000	0
	43,300,000				0
		3,431,000			430,000
					0
					3,911,000
					6,999,000
					0
					10,455,000
			24,600,000		49,000
	28,217,000		170,500,000		5,962,000
252,900,000	75,531,000				66,716,000
			16,500,000		61,000
	30,202,000		253,900,000		7,521,000
252,900,000	276,926,000	3,431,000	465,500,000	91,815,000	138,155,000

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一



報告第7号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成29年2月8日 |
| 2 和解の相手方 | 
 |
| 3 損害賠償の額 | 金735,030円（ただし、人身に係る損害賠償に限る。） |
| 4 和解の理由 | 平成28年9月1日大東市曙町4番6号の大東市立市民会館駐車場内において、本市自動車（教育政策室）が当該駐車場の東側に位置する出口に向かうため走行していたところ、左側から走行してきた相手方自動車に接触し、相手方を負傷させたので、これに対する人身に係る損害を賠償するため。 |

議案第27号

平成29年度大東市一般会計補正予算（第1次）について

平成29年度大東市の一般会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,151,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 府支出金		3,615,584	5,202	3,620,786
	2 府補助金	983,735	5,202	988,937
13 繰入金		488,095	7,853	495,948
	1 基金繰入金	488,095	7,853	495,948
歳入合計		42,137,960	13,055	42,151,015

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		20,501,582	5,852	20,507,434
	4 児童福祉費	9,053,583	5,852	9,059,435
7 土木費		5,709,359	7,203	5,716,562
	2 道路橋りょう費	1,224,279	7,203	1,231,482
歳出合計		42,137,960	13,055	42,151,015

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
地 域 公 共 交 通 事 業 (東部地域乗合タクシー運行事業)	平成30年度～平成31年度	24,382

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
10 府支出金	千円 3,615,584	千円 5,202	千円 3,620,786
13 繰入金	488,095	7,853	495,948
歳入合計	42,137,960	13,055	42,151,015

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	20,501,582	5,852	20,507,434
7 土木費	5,709,359	7,203	5,716,562
歳 出 合 計	42,137,960	13,055	42,151,015

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国府支出金	地	方	そ の 他
千円	千円	千円	千円
5,202	0	0	650
0	0	0	7,203
5,202	0	0	7,853

2 歳 入

(款) 10 府支出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 10 府支出金	3,615,584	5,202	3,620,786
2 府補助金	983,735	5,202	988,937
2 民生費府補助金	933,636	5,202	938,838

(款) 13 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 13 繰入金	488,095	7,853	495,948
1 基金繰入金	488,095	7,853	495,948
1 財政調整基金繰入金	0	7,853	7,853

(単位：千円)

(項) 2 府補助金

節		説 明	
区 分	金 額		
3 児童福祉費補助金	5,202	41 安心こども基金特別対策事業（保育）	5,202

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	7,853	1 財政調整基金繰入金	7,853

(項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(款) 3 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 3 民生費	20,501,582	5,852	20,507,434
4 児童福祉費	9,053,583	5,852	9,059,435
1 児童福祉総務費	3,642,883	5,852	3,648,735

(項) 4 児童福祉費

(単位：千円)

節		補正額の財源内訳			
区分	金額	特定財源			一般財源
		国府支出金	地方債	その他	
		5,202			650
		5,202			650
		5,202			650
19 負担金補助及び交付金	5,852	<概要> 109 地域型保育推進事業 施設整備補助金			5,852 5,852

(項) 4 児童福祉費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位：千円)

節		補正額の財源内訳			
区分	金額	特定財源			一般財源
		国府支出金	地方債	その他	
					7,203
					7,203
					7,203
11 需用費	480	<概要> 102 地域公共交通事業 消耗品費 使用料及び賃借料 新設改良工事請負費(単) 庁用器具購入費 その他負担金			7,203
14 使用料及び賃借料	5				480
15 工事請負費	2,499				5
18 備品購入費	1,176				2,499
19 負担金補助及び交付金	3,043				1,176
					3,043

(項) 2 道路橋りょう費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限度額	当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
地 域 公 共 交 通 事 業 (東部地域乗合タクシー運行事業)	24,382	平成30年度 ～ 平成31年度	24,382				24,382

議案第28号

平成29年度大東市介護保険特別会計補正予算（第1次）について

平成29年度大東市の介護保険特別会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,912,918千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 1,846,315	千円 1,552	千円 1,847,867
	2 国庫補助金	351,816	1,552	353,368
歳 入 合 計		8,911,366	1,552	8,912,918

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 262,409	千円 1,552	千円 263,961
	4 趣旨普及費	1,664	1,552	3,216
歳 出 合 計		8,911,366	1,552	8,912,918

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	千円 1,846,315	千円 1,552	千円 1,847,867
歳入合計	8,911,366	1,552	8,912,918

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	262,409	1,552	263,961
歳出合計	8,911,366	1,552	8,912,918

補正額の財源内訳			
特	定 財 源		一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,552	0	0	0
1,552	0	0	0

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 4 国庫支出金	1,846,315	1,552	1,847,867
2 国庫補助金	351,816	1,552	353,368
3 事業費補助金	0	1,552	1,552

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 事業費補助金	1,552	3 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業補助金	1,552

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

(款) 1 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 1 総務費	262,409	1,552	263,961
4 趣旨普及費	1,664	1,552	3,216
1 趣旨普及費	1,664	1,552	3,216

(項) 4 趣旨普及費

(単位：千円)

節		補正額の財源内訳			
区分	金額	特定財源			一般財源
		国府支出金	地方債	その他	
		1,552			
		1,552			
		1,552			
4 共済費	170	<概要> 011 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業 1,552 臨時職員社会保険料 170 臨時職員給 1,080 費用弁償 4 印刷製本費 216 通信運搬費 (費用) 82			
7 賃金	1,080				
9 旅費	4				
11 需用費	216				
12 役務費	82				

(項) 4 趣旨普及費

議案第 33 号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

森 田 一 昭

生年月日



公 職 歴

平成 26 年 7 月 ～ 現在 大東市農業委員会委員

議案第38号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

橋 本 順 昭

生年月日



公 職 歴

平成11年 7月 ～ 現在 大東市農業委員会委員

議案第43号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

木 村 晴 男

生年月日



公 職 歴

平成 3年 1月 ～ 現在 保護司

平成23年 7月 ～ 現在 大東市農業委員会委員

議案第46号

大東市農業委員会委員の任命について

大東市農業委員会委員として、次の者を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 村 ゆ う 子
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
平成23年 5月 ～ 現在 保護司
平成24年 5月 ～ 現在 大東市議会議員

議案第47号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- | | |
|-------------|--|
| 1 三箇六丁目6号線 | (起点) 大東市三箇六丁目529番先
(終点) 大東市三箇六丁目559番4先 |
| 2 三箇六丁目7号線 | (起点) 大東市三箇六丁目529番先
(終点) 大東市三箇六丁目566番5先 |
| 3 中垣内四丁目3号線 | (起点) 大東市中垣内三丁目962番2先
(終点) 大東市中垣内四丁目960番3先 |
| 4 幸町18号線 | (起点) 大東市幸町500番2先
(終点) 大東市幸町500番8先 |

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路を市道として認定するため。

議案第48号

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

育児休業の再度の取得等ができる特別の事情について、新たな事項を追加するため。

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条例 第 号

大東市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第6条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第13条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）が施行され、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）が改正されたこと等にかんがみ、所要の改正を行うため。

大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

付則に次の1項を加える。

11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
業指導を行うことが適当であると認めたものとする。」

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定および付則第3条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の規定による改正後の大東市職員の退職手当に関する条例（以下この条および次条において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例付則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した大東市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次条において同じ。）であつて大東市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当または同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体または改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたもの

に対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、大東市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が付則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第50号

大東市立市民会館条例の一部を改正する条例について

大東市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立市民会館について、利用に係る申請の方法を変更すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立市民会館条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

大東市立市民会館条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条第3項中「利用する日の3日前まで」を「利用の許可を受けるとき」に改め、同条を第9条とする。

第11条ただし書を次のように改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

ただし、指定管理者が特別な事由に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

第12条を第11条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市立市民会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の申請があったものについて適用し、同日前に利用の申請があったものについては、なお従前の例による。

議案第51号

大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市都市開発資金特別会計を廃止するため。

大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

大東市特別会計設置条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

大東市立北条コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について

大東市立北条コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立北条コミュニティセンター等について、利用料金に係る加算額等を規定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立北条コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

（大東市立北条コミュニティセンター条例の一部改正）

第1条 大東市立北条コミュニティセンター条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の表に備考として次のように加える。

備考 コミュニティセンターの駐車場の開場時間は、午前8時45分から午後9時15分までとする。

第31条第3項中「使用時間」を「使用方法」に改める。

別表第1第3号の表中

「

1時間を超える30分ごと	100円（1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。）
--------------	---

」

を

「

1時間を超える30分ごと	100円（1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。）
開場時間外に使用する場合は、1時間ごと	

」

に改める。

別表第2第1号中「在学しない」を「在学する」に、「本市内にないもの」を「本市内にあるもの。次号において「市民」という。）以外」に改め、同表第2号の表中

「

大東市立北条体育館	30分当たり250円
大東市立北条グラウンド	30分当たり250円

」

を

「

大東市立北条体育館	市民	30分当たり250円
	市民以外	30分当たり500円
大東市立北条グラウンド	市民	30分当たり250円
	市民以外	30分当たり500円

」

に改める。

(大東市立生涯学習ルーム条例の一部改正)

第2条 大東市立生涯学習ルーム条例(平成11年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(遵守事項)

第8条の2 使用者およびすべての入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく付属設備その他器具備品等を学習ルーム外に持ち出さないこと。
- (2) 許可された使用目的以外に施設および付属設備その他の器具備品等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、または危険性を伴う物品を学習ルーム内に持ち込まないこと。
- (4) 許可なく壁、柱、窓、扉、ガラス等にはり紙をし、または釘類を打ち込まないこと。
- (5) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品の販売をし、または金品の寄付募集行為をしないこと。
- (7) 係員の正当な指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学習ルームの管理上支障のある行為をしないこと。

第13条第2項中「設備」の次に「の設置」を加える。

(大東市体育施設条例の一部改正)

第3条 大東市体育施設条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（使用の届出）

第8条の2 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、使用の許可のない時間帯においては、当該時間帯内で使用しようとする個人から届出を受けることにより、大東市立市民体育館のうち大体育室、小体育室および多目的室を使用させることができる。

第10条第2項中「許可を受けた者」の次に「および第8条の2の使用の届出を行った者」を加える。

第14条第1項本文中「許可を受けるとき」の次に「または使用の届出を行うとき」を加え、同条第3項第2号の表に備考として次のように加える。

備考 大体育室の加算金額は、半面のみを使用する場合も同額とする。

第14条第3項第3号の表に備考として次のように加える。

備考 本市内に在住、在勤または在学しない者（法人または団体にあつては、その所在地が本市内にないもの）が使用する場合の加算金額は、それぞれの額の2倍（大東市立龍間運動広場の場合は1.5倍）とする。

別表第3第2項第2号の表に備考として次のように加える。

備考 この表の規定にかかわらず、初回（登録時）の利用料金は、それぞれの額に400円を加算する。

(大東市立総合文化センター条例の一部改正)

第4条 大東市立総合文化センター条例（昭和61年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の表に備考として次のように加える。

備考 駐車場の開場時間は、午前8時30分から午後10時30分までとする。

別表駐車場の項中

「

1時間を超える30分ごと	100（1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。）
--------------	--

を

1 時間を超える 30 分ごと	100 (1日 (午前0時から午後12時まで) 当たり1,000円を限度とする。)
開場時間外に使用する場合 は、1時間ごと	

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「平日」とは、土曜日、日曜日および休日以外の日をいう。
- 2 大ホール、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロンまたは市民ギャラリーを使用し、入場料またはこれに類するもの(以下「入場料」という。入場料の額について段階があるときは、最高の額を対象とする。)を1,001円以上徴収する場合は、この表に定める使用料に次の割合を乗じて得た額を当該使用料に加算する。また、付属して他の施設を使用する場合もこれに準ずる(次項において同じ)。
 - (1) 1,001円以上3,000円以下の場合 2割
 - (2) 3,001円以上 4割
- 3 大ホール、多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロンもしくは市民ギャラリーを営利もしくは営業の宣伝その他これらに類する目的(以下「営利目的」という。)で使用する場合または物品販売を行う場合(当該物品の販売を業としない者は除く。)は、この表に定める使用料に次の割合を乗じて得た額を当該使用料に加算する。
 - (1) 営利目的の使用ではないが、物品販売を行う場合 1割
 - (2) 営利目的で使用する場合 5割
 - (3) 営利目的で使用し、かつ、物品販売を行う場合 6割
- 4 多目的小ホール、リハーサル室、音楽練習室、コミッティ・サロン、市民ギャラリーまたは公民館を市外居住者(団体等にあつてはその事務所の所在地が市外にあるもの)が使用する場合は、この表に定める使用料に10割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。
- 5 冷暖房の装置を使用する場合は、この表に定める使用料に4割を乗じて得た額を当

該使用料に加算する。

- 6 文化ホール（コミッティ・サロンを除く。）、市民ギャラリーまたは公民館の使用時間の延長は1時間を限度とし、延長時間が30分未満の場合はこの表に定める使用料に2割を乗じて得た額を、30分を超えた場合はこの表に定める使用料に3割を乗じて得た額を当該使用料に加算する。
- 7 コミッティ・サロンを使用する場合において、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げて使用料を算出する。
- 8 大ホールを練習または準備等のために使用する場合の使用料は、この表に定める額に次の割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 大ホールを使用して公演する場合 3割
 - (2) 前号以外の場合 7割
- 9 多目的小ホールを使用する場合において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすときの使用料は、この表に定める額に5割を乗じて得た額とする。
 - (1) 使用日の3か月前の日において他に使用の申請がないとき。
 - (2) 照明、冷暖房等の最低限の設備の使用で、付属設備等の使用に係る維持管理のための人手を要さないとき。
 - (3) 練習その他観客の入らない使用であるとき。
- 10 調理室もしくは料理室で電気、ガス、水道等を特別に使用する場合または調理室もしくは料理室の使用により排水設備の清掃が特別に必要となる場合は、実費を徴収する。

（大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部改正）

第5条 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例（平成23年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の表に備考として次のように加える。

備考 ふれあいセンターの駐車場の開場時間は、午前8時45分から午後9時15分まで（第32条による特例時間帯での使用があるときは、当該特例時間帯およびその前後15分を開場時間に含む。）とする。

第36条第3項中「使用時間」を「使用方法」に改める。

別表第1第4号の表中

「

1時間を超える30分ごと	100円（1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。）
--------------	---

」

を

「

1時間を超える30分ごと	100円（1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。）
開場時間外に使用する場合は、1時間ごと	

」

に改める。

別表第2第1号中「在学しない」を「在学する」に、「本市内にないもの」を「本市内にあるもの。第3号において「市民」という。）以外」に改め、同表第3号の表中

「

大東市立四条体育館	30分当たり250円
大東市立四条グラウンド	30分当たり250円

」

を

「

大東市立四条体育館	市民	30分当たり250円
	市民以外	30分当たり500円
大東市立四条グラウンド	市民	30分当たり250円
	市民以外	30分当たり500円

」

に改める。

（大東市立文化情報センター条例の一部改正）

第6条 大東市立文化情報センター条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「おそれがあるとき」を「おそれがあると認めるとき」に改め、同条第3号中「営利を目的とする事業、」を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

(入館の制限)

第8条の2 委員会は、次のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、または退館を命じることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人の迷惑になる物品または動物の類を携帯しているとき。
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会がセンターの管理上支障があると認めたとき。

第9条の次に次の1条を加える。

(特別設備の設置等)

第9条の2 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備を設け、または既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 委員会は、センターの管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命じることができる。
- 3 前2項の設備の設置および変更に伴う経費は、すべて使用者の負担とする。

第10条第1項の表を次のように改める。

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
使用区分	午前10時から午後1時まで	午後2時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後2時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
使用料	1,800円	1,800円	1,800円	3,600円	3,600円	5,400円

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する使用料を納付する場合において、使用者、使用方法および使用時期が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の表に定める使用区分に係る基本使用料に当該各号に定める割合を乗じて算出した金額を加算する。この場合において、該当する項目が複数発生するときは、当該算出した金額をすべて合算して納付しなければならない。

- (1) 本市内に在住、在勤または在学しない者（団体が法人格を有する場合は、当該団体の所在地が本市内にないもの）が使用する場合 10割

(2) 入場料またはこれに類するものを徴収する場合 10割

(3) 営利、営業その他これらに類する目的で使用する場合 10割

第16条第3項中「利用料金を」を「使用料を」に改め、同条第5項中「第8条まで」を「第8条の2までおよび第9条の2」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大東市立北条コミュニティセンター条例別表第1および別表第2の改正規定は、平成29年12月1日以後に使用する利用料金について適用し、同日前に使用する利用料金については、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の大東市立総合文化センター条例別表備考の改正規定は、平成30年4月1日以後に使用する使用料について適用し、同日前に使用する使用料については、なお従前の例による。

4 第6条の規定による改正後の大東市立文化情報センター条例第10条の改正規定は、平成29年12月1日以後に使用する使用料について適用し、同日前に使用する使用料については、なお従前の例による。

印刷物番号

29-17